

環自総発第 2610151 号
令和 8 年 10 月 15 日

各都道府県知事
各指定都市の長 殿
各中核市の長

環境省自然環境局長
(公 印 省 略)

第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令の公布等について（通知）

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 21 条第 1 項（第 24 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）に基づき、動物取扱業者が遵守すべき飼養管理の方法等の基準を環境省令で定めることとされており、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和 3 年環境省令第 7 号。以下「基準省令」という。）が令和 3 年 4 月 1 日に公布、同年 6 月 1 日に施行された。

今般、犬猫以外の哺乳類に係る基準の具体化を図る観点から、当該基準省令の一部を改正する省令が本日公布され、令和 9 年 6 月 1 日より施行される。改正の内容等は別添のとおりであるので、御了知の上、適切な施行に向けて格段の御配慮をお願いする。

また、その円滑かつ適正な運用を図るため、「動物取扱業における犬猫以外の哺乳類の飼養管理基準の細部解釈と運用指針～守るべき基準のポイント～」を策定し、本日環境省ホームページ（以下）に掲載した。今後、順次策定する関連資料とあわせて、動物取扱業者の適切な飼養及び保管等に係る指導監督に当たり参照いただきたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

（添付資料）

- ・ 第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令（概要）
- ・ 第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令

（環境省ホームページ）

https://www.env.go.jp/press/109435_00001.html